

船舶事故調査報告書

平成28年10月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年10月14日 10時40分ごろ
発生場所	大分県佐伯市大島漁港北西方沖（西ノ瀬） 豊後大島港西防波堤灯台から真方位310°700m付近 （概位 北緯32°58.3′ 東経132°04.0′）
事故の概要	漁船第八開洋丸は、北東進中、西ノ瀬（暗岩）に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成28年3月16日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八開洋丸、230トン
船舶番号、船舶所有者等	108752、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	左舷中央部船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2～3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約135cm（佐伯）
事故の経過	本船は、船首約1.5m、船尾約3.5mの喫水で活魚を満載し、大島北西方沖にある養殖いかだに向けて約9ノットの対地速力で北東進中、西ノ瀬に乗り揚げた。 船長は、数年前に大島において最初に活魚の移送をした際、同乗した養殖業者から、航路上の危険な場所として西ノ瀬の場所を示してくれたので、西ノ瀬の場所を承知したつもりでいたが、本事故後、西ノ瀬の場所は記憶していた場所より西側にあったことに気付いた。 船長の西ノ瀬付近の通航経験は、3～4回程度であった。
分析	本船は、船長が、大島西方沖を航行する際、西ノ瀬の所在を承知していると思い込み、西ノ瀬の所在を確認していなかったことから、同瀬の西側を通航しようとして同瀬に向けて航行し、同瀬に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、数年前に西ノ瀬の所在を教えられたことから、その所在を承知していると思い込んでいたものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、西ノ瀬の所在を確認しなかったため、同瀬に向けて航行し、同瀬に乗り揚げたものと考えられる。